

労働安全衛生法及び作業環境測定法に基づく試験制度について

労働安全衛生法に基づく免許

クレーンの運転やボイラーの取扱い等適正に操作しないと危険を伴う業務等については、事業者は、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならないとされている(安衛法第12条第1項、第14条及び第61条)。

免許は、免許試験に合格した者等に対し、免許証を交付して行う(安衛法第72条第1項)。

【免許試験の種類(18種類)】
 第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士

**労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント**

都道府県労働局長は、事業者に対し安全衛生改善計画の作成を指示した場合に、専門的な助言を必要と認めるときは、労働安全・衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ当該計画の作成について、意見を聴くべきことを勧奨することができる(安衛法第80条)。

労働安全・衛生コンサルタントは、労働安全・衛生コンサルタント試験に合格し、かつ、所要の事項の登録を受けた者でなければならないとされている(安衛法第84条)。

**作業環境測定士
(第一種及び第二種)**

有害な業務を行う屋内作業場等については、事業者は作業環境測定を行い、その結果を記録しておくなければならないとされている(安衛法第65条第1項)。

また、事業者は、特定の作業場について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させなければならないとされている(測定法第3条第1項)。

作業環境測定士は、作業環境測定士試験に合格し、かつ登録講習を修了した者であって、所要の事項の登録を受けた者でなければならないとされている(測定法第5条)。

厚生労働大臣

指定 安衛法第75条の2

指定 安衛法第83条の2

指定 測定法第20条

試験の実施に関する事務

試験問題の作成、試験日時及び試験場の公示、受験申請書の受理、試験の実施、合否の決定及び合否の通知など

労働安全衛生に関する試験事務を一つの法人で実施することにより効率化

(財) 安全衛生技術試験協会

受験申請 手数料※の払込

受験者

※ 金額は厚生労働省が決定し、政令で規定